

土地等売買等届出書記載要領

内閣府政策統括官（重要土地担当）

項番	届出事項	記載内容
1	年月日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提出年月日を記載すること。この場合の「提出年月日」は、郵送の場合には届出書を発送する日、オンラインの場合にはオンラインで届出する日を記載すること。
2	住所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 丁目・番地・号まで記載すること。 ○ 法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。 ○ 外国の住所表記については、カタカナ、漢字又はアルファベットのいずれかにより記載すること。 ○ 土地又は建物が共有である場合には、次の3. を参照のこと。
3	氏名	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。 ○ 土地又は建物が共有である場合には、共有者のうちのいずれかの者1名を氏名欄に記載した上、その他の共有者については、「他○名」と記載すること。 ○ 「他○名」については、本様式に別紙（任意様式）として、その他の共有者全員の住所、氏名及び連絡先（譲受け予定者等については、これらに加えて国籍等及び府令第5条第1項第2号該当性）を記載し、本様式にその別紙を添付すること。 ○ 共有者の一部の者がその者の有する持分のみを移転する契約を締結する場合（以下、「共有持分の移転」という。）には、当該契約の当事者についてのみ記載することとし、持分を移転しない他の共有者について記載することを要しない。 ○ 外国人にあっては、カタカナ、漢字又はアルファベットのいずれかにより記載すること。また、通称名の記載も可とする。 ○ 外国法人にあっては、カタカナ、漢字又はアルファベットのいずれかにより記載すること。 ○ 旧姓記載を希望する者は、氏名及び括弧書きで旧姓を併記すること。
4	国籍等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国名（国に該当しない場合は地域名）を記載すること。なお、日本国籍を有する者にあっては、「日本」と記載すること。 ○ 法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国を記載すること。
5	府令第5条第1項第2号該当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 譲受け予定者等が、法人であって、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次のアからウまでに掲げる者がその代表者であるもの ・ 次のアからウまでに掲げる者がその役員の過半数を占めるものの

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のアからウまでに掲げる者がその議決権の過半数を占めるもの <p>のいずれかに該当する場合は、「該当」にチェック（レ点記入）し、該当しない場合は、「非該当」にチェック（レ点記入）すること。</p> <p>ア　日本の国籍を有しない人</p> <p>イ　外国政府、外国の公共団体、外国の公共団体に準ずるもの、 　　外国政府の代表者、外国の公共団体の代表者、外国の公共団体 　　に準ずるものとの代表者</p> <p>ウ　外国の法令に基づいて設立された法人</p>
6	連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連絡先は、電話番号・メールアドレス等、届出者と確實に連絡を取ることができるものを記載すること。 ○ 法人には、担当者の氏名、電話番号又はメールアドレスを記載すること。 ○ 届出の対象となる契約の当事者以外の者が届出を行う場合には、その者（法人には担当者）の氏名及び電話番号・メールアドレス等を記載すること。 ○ 土地又は建物が共有の場合にあっては、上記2. 及び3. を参照のこと。
7	所在	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所在欄には、土地又は建物ごとに、それぞれ一つずつ記載すること（「土地等売買等届出書記載例」の【記載例1】を参照のこと）。 ○ 所在は、登記事項証明書（登記簿謄本）等を参照し、所在及び地番又は家屋番号を記載すること。 ○ 住居表示実施地区にあっても、地番を記載すること。 ○ 届出の対象となる土地又は建物が複数あり、所在欄が不足する場合には、他の土地又は建物については「外〇筆」又は「外〇個」と記載すること。 ○ 「外〇筆」又は「外〇個」については、本様式に別紙（任意様式）として、他の土地又は建物に係る所在、地番又は家屋番号、面積及び利用の現況を記載し、本様式にその別紙を添付すること。
8	面積（床面積）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地にあっては登記事項証明書等に記録された地積を記載すること。 ○ 建物にあっては登記事項証明書等に記録された床面積を記載し、建物が複数の階層を有する場合にあっては登記事項証明書等に記録された各階の床面積の合計を記載すること。 <p>また、附属建物がある場合にあっては登記事項証明書等に記録された主である建物の床面積と附属建物の床面積の合計を記載す</p>

		<p>ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 届出する時点で、土地又は建物に係る最新の実測面積を把握しており、登記事項証明書等に記録された面積と当該実測面積が異なる場合には、当該実測面積を記載すること。 ○ 届出の対象となる土地又は建物が複数ある場合にあっては、上記7. を参照のこと。 ○ 一筆の土地の一部を取引する場合には、当該一部に係る地積を記載すること。 ○ 共有持分の移転の場合には、その土地又は建物の全体の面積に当該共有持分の割合を乗じて得た面積を記載すること。 ○ 区分所有建物（マンション等）については、専有部分の床面積を記載すること（共用部分の床面積は合算しない）。この場合の土地の地積については、区分所有建物（マンション等）が建っている土地（敷地）全体の地積に、専有部分に係る敷地権の割合を乗じて得た地積が 200 平方メートル以上の場合に、その地積を記載すること。
9	利用の現況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地にあっては登記事項証明書等に記録された地目（田、畠、宅地、山林等）を、建物にあっては登記事項証明書等に記録された種類（居宅、店舗、共同住宅、事務所等）を基に、土地又は建物の利用の現況を端的に記載すること。 ○ 土地又は建物の利用の現況が、登記事項証明書等に記録された地目又は種類と異なる場合には、利用の実態に即して、利用の現況を端的に記載すること。
10	所有権等の種別・内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出の対象となる権利が所有権である場合には、「所有権」にチェック（レ点記入、以下同様。）すること。 ○ 共有持分の移転の場合には、「所有権」にチェックした上、「(内容：)」に持分割合を「〇分の〇」のように記載すること。 ○ 届出の対象となる権利が所有権の取得を目的とする買戻権又は予約完結権である場合には、「その他」及び「設定」にチェックし、「その他」の後の「(内容：)」に買戻権又は予約完結権のいずれかを記載すること。 ○ 買戻権について、買戻し期間の定めがあるときは、「設定」の後の「(内容：)」に当該期間を「令和〇年〇月から〇年間」のように記載すること。 ○ 予約完結権について、売買の予定時期、期限又は条件があるときは、「設定」の後の「(内容：)」に「予定時期：令和〇年〇

		月、条件：〇〇〇〇」のように記載すること。
11	利用目的	<p>○ 権利の移転又は設定後における土地又は建物の利用目的については、次の例を参考として、その土地又は建物の利用目的に即して端的に記載すること。なお、この欄は、原則として、譲受け予定者等が記載すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地：宅地、商業施設用地（会社事務所、店舗等の敷地）、生産施設用地（工場、資材置場、倉庫等の敷地）、田・畠、山林、原野又は雑種地等 ・ 建物：居宅、商業施設（事務所、店舗等）、生産施設（工場、資材置場、倉庫等）、別荘、林業用施設、農業用施設、畜産業用施設、水産業用施設、駐車場等 <p>○ 具体的な利用目的（計画）がない場合でも空欄とはせず、「現況保有」と記載すること。</p>
12	契約予定日（契約が成立した日）	○ 土地等売買等契約を締結する予定の年月日（又は土地等売買等契約が成立した年月日）を記載すること。

※いずれの記載事項についても、その記載事項を疎明するための資料の添付は必要ありません。